

おおさかの 住民と自治

2026. 1

特集第125号
(通巻第566号)



カワノタケ
2025.12.3
完成

〔特集〕 万博は終わったけれど……

万博の成功とは何か—コスト、安全、レガシーから検証する 木下 功

インタビュー 万博工事未払い問題・被害者の会代表に聞く

大阪府

「基礎自治機能充実強化」政策の批判的検討

柏原 誠

(一社)大阪自治体問題研究所

<http://www.oskjichi.or.jp/>

発行 一般社団法人大阪自治体問題研究所 発行人 梶 哲教

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館5F

TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228

CONTENTS

2026 新年のごあいさつ

梶 哲教 1

[特 集]

万博は終わったけれど……

万博の成功とは何か—コスト、安全、レガシーから検証する	木下 功 4
大阪サギ万博を総括する	西谷 文和 8
インタビュー 万博工事未払い問題・被害者の会代表に聞く	13
職員を増やし、府民の暮らし支える府政の実現を	小松 康則 17
大阪IRをめぐる住民訴訟の状況と意義	加荻 匠 21

大阪府「基礎自治機能充実強化」政策の 批判的検討

柏原 誠 25

大手前通信④ 声をあげる大切さ実感—阪神優勝パレード 今回は業務で対応	小松 康則 30
キラリ★宮さんの地域と生きる事業所訪問④	
生産緑地で安心・安全の「大阪エコ農産物」を提供して	宮川 晃 32
話題の本 『ポピュリズムの仕掛人—SNSで選挙はどのように操られているか』	富田 宏治 34
ブックレビュー ①『ケアの倫理—フェミニズムの政治思想』	有田 洋明 36
②『イスラエル＝アメリカの新植民地主義 —ガザ〈10・7〉以後の世界』	片方真佐子 36

万博のレガシー (25.11)

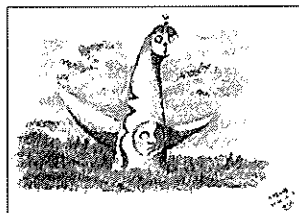
1970年の大阪万博のとき建築学科の学生でした。その張りぼてのようなパピリオン群を写真や図面で見ている、「人類の進歩と調和」なる標語も空々しく、未来がこんなものであつてたまるか、と友人たちと話していました。当然行っていません。

それから55年。今回の万博は誘致から始まる維新府政の醜悪さと杜撰さ、危険性は許しがたく、やはり行く気にもなりません。当初は評判も悪かったのですが人気が出だし、地域の知人たちは何度も足を運び、よかったよ、10回行ったよ、と言っています。実際、NHKでの紹介番組を見ると、現代の様々な課題、

問題を新しい視点で鋭く切り込んでいる企画も多くあり、感心させられるものがたくさんありました。

万博はイベントですから終わってしまえば消えてしまい、来場した人々、特に子どもたちの心にどう生かされるかで価値が決まるものなのでしょう。しかし今回は“負の遺産”があまりにも大きすぎます。

70年万博のレガシーは、岡本太郎の「太陽の塔」。今回は何が残るのでしょうか？ (文・絵 内山進)



[特 集]

万博は終わったけれど……

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博は、予定通り10月13日をもって閉幕しました。4月から184日間にわたり開催。158の国・地域が参加し、期間中の一般来場者数は2500万人を超えたとされ、大きく成功した、と報道されています。

「未来社会」への展望や国際交流などとともに、大きな「経済効果」が期待されていた万博ですが、本格的な総括には今しばらく時間がかかりそうです。

そこで編集委員会では、住民の目から見た総括すべき視点や課題について、各分野から明らかにしていただくべく、特集を組むこととしました。

冒頭、元大阪日日新聞記者の木下功さんが、費用問題や安全対策、大屋根リングを含む跡地利用などの問題について、指摘しています。

また、フリージャーナリストの西谷文和さんは、「前売りチケットが使えなかった」ことや、さかんに「黒字が強調されるが本当か」、さらに万博成功のために力を尽くした中小業者に対する「工事費未払い問題」や、「異常な費用を費やした『夏休み子ども招待事業』」の実態について、「サギに当たる」として厳しく追及しています。

続いて、工事費未払いの被害を受けている当事者のインタビューでは、この事態は協会や府・市による法の精神を無視した「丸投げ」によって起きるべくして起きており、「これはもはや事件だ」との悲痛な告発が行われています。

この万博には、とりわけ大阪府からは万博推進局、万博協会、大阪儀典室などに約250人もの職員が派遣されましたが、全体の職員配置ではこうした実態が全く考慮されておらず、職員に大きな負担がかかっている実態について、大阪府職労からレポートをいただきました。

また、夢洲で並行して進められている「カジノ・IR」工事に関わって、大阪市がIR事業者に市所有用地を格安賃料で貸し付けることは違法として、現在進行している「カジノ格安賃料差止住民訴訟」についても弁護団からの詳細な報告をいただきました。

万博の成功とは何か

コスト、安全、レガシーから検証する

木下 功

フリーランス記者
元大阪日日新聞記者

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博が閉幕しました。158の国・地域が参加し、4月13日から10月13日までの184日間に2557万8986人の一般来場者が訪れました。日本国際博覧会協会が想定していた2820万人には届きませんでした。会場運営費は黒字になる見通しです。

万博協会副会長の吉村洋文大阪府知事は「成功裏に終わった」とし、大阪府議会も同様の決議を行いました。多くの来場者が万博を楽しんだことは事実で、SNSにも「万博ロス」などといった言葉があふれています。

一方で万博全体の収支は未確定で、跡地活用やレガシー継承も議論の段階です。11の海外パビリオンで未払い工賃の相談があり、倒産の危機にある企業が苦しんでいる中、万博推進側が「成功」を

喧伝するのは早計ではないでしょうか。万博の総費用に見合う成果はあったのか、安全は確保できていたのか、万博のテーマにふさわしいレガシー、跡地活用とは何なのか、印象論ではない検証が必要です。

費用

万博の成功とは何を指すのでしょうか。

閉幕1週間前の10月13日、「万博の最大の目標は何で、それは達成できたのか、達成できたとすれば大阪、関西、日本にどういう好影響を与えるのか」という質問に対し、万博協会の石毛博行事務総長は「大きな事故を起こさない」「赤字を出さない」「できるだけ多くの人に来てもらう」という必要条件をクリアし

たこと、厳しい世界情勢・経済環境の中で「大きなイベントをやり終えたこと」を成果として挙げました。

しかし、費用対効果、目標の達成度を抜きにして成否の判断はできないのではないのでしょうか。そのためには万博全体にかかった総費用の明確化が必要です。

赤字が懸念されていた会場運営費については230億円から280億円の黒字となる見通しです。入場券の販売枚数が採算ラインの1800万枚を超える2206万枚（10月13日現在）となり、公式ライセンス商品の売り上げも好調だったため、スタッフの人件費など会場運営にかかる費用1160億円を上回りました。

税金の追加投入は回避できそうですが、会場運営費は万博にかかった費用の一部です。当初は会場運営費だった警備費250億円は国が負担しました。

大阪サギ万博を総括する

西谷文和

フリージャーナリスト
「路上のラジオ」主宰

「2025大阪・関西万博は壮大なサギ万博だった」と断言する。

サギと呼ぶ根拠その1は「前売りチケット所持者が入場できず、払い戻しも受けられなかったこと」である。

万博来場者の目標は2850万人とされていた。しかし開幕直前になっても前売りチケットの売り上げが低調で、焦った大阪府や万国博覧会協会（以下協会）はなりふり構わず機運醸成、つまり税金を投入した。街をミヤクミヤクだらけ（笑）にしたのだが、一向に機運が盛り上がりず、目標を達成できそうになかった。そこで、キャパシティーを超える前売り券を販売してしまったのだ。

その多くは企業に買い取らせたチケット約700万枚である。

開幕前の2、3月は心齋橋の大丸が抽選の景品にチケットを出していたし、大手メガバンクや保険会社は顧客にチケットを配っていた。

前売り券をゲットした人たちの中には、猛暑の7、8月は入場を回避し、ようやく涼しくなった9月後半に出かけようとした人も少なくない。しかし開幕前の駆け込み需要と通期バスを買っている来場者が予約システムに殺到したため、予約が取れず、入場できなかった。

通期バスの人々は慣れているので、さつとスマホで予約できるが、涼しくなるまで待っていた初めての人たちは操作がうまくいかず、予約ができない。例えば「通期バスでの入場は9月15日まで」などと制限していれば、初めての人たちも入れた可能性が高い。

これは入場者数を増やしたいがために、キャパシティーを超える前売り券を販売してしまった協会の責任である。

さらに罪深いのは、「運営費が赤字になる」ことを恐れた協会が払い戻しに応じず、数千円もするチケットを紙切れにしたこと。協会は「空いている時に入場

しなかった」として、あたかも前売り券購入者、または企業から譲り受けた人が悪いかのようなコメントをして自らを正当化した。

例えばコンサートや飛行機の運休、野球やサッカーの試合が中止されたときは、払い戻すか、別のものに交換するかである。チケットを売ってしまったえばあとは知らぬ。ヤクザか詐欺師しかやらない暴挙を、国家事業を担う主催者が行った。まさしくサギ万博ではないか。

■黒字で成功したというサギ

サギ万博と呼ぶ根拠その2は「黒字だ、成功だ」と騒いで赤字を隠していること。黒字になったのは運営費の1160億円分だけで、当初予定の約2倍に膨れ上がった建設費2350億円や、インフラ整備に充てた9・7兆円をカウントしない「黒字大成功」騒ぎなのである。

政府の統計を精査した日本総研でさえ

万博工事未払い問題・被害者の会代表に聞く

インタビュー実施日…2025年11月7日

インタビュー…Aさん（被害当事者／被害者の会代表）

インタビュー…編集委員（3名）＝「編」と示す

編 本日はお忙しいところありがとうございます。
ざいます。私たちは、一般社団法人大阪
自治体問題研究所が発行している機関誌
『おおさかの住民と自治』の編集委員で
す。本日はよろしくお願いいたします。

早速ですが、特集号で万博の総括や、
工事費の未払い問題、カジノ・IRRの問
題、行政職員の負担の問題など、この時
期に改めて課題を整理する企画をたてま
した。

本日は、「被害者の会」を立ち上げら
れたAさんに当事者としてのお話をうか
がえればと思います。

（注…記事化の際のお名前や会社名につ
いては匿名で表記しています）

◆プロフィールと被害者の会に ついて

編 まず、読者への紹介も兼ねて、Aさ
んの会社のプロフィールを教えてくださいだ
けますか。

Aさん 創業は約40年になります。従業
員は6人ほどで、事業内容はガス関係、
給排水、電気通信、電気工事などを香川、
大阪で行っています。

編 現在、「被害者の会」の代表をされ
ていると伺っています。

Aさん はい。今年の5月31日に会を立
ち上げて代表をしています。

◆万博工事への関与と問題の発生

編 そもそも、万博工事にはどのような
きっかけで関わられたのでしょうか。

Aさん 今年の1月ごろ、一六八建設か
ら話がありました。最初は断っていたん
です。というのも、当時から万博に関し
てはブラックな噂しか流れていなかった
ので、他の会社も断っていたのが実情で
した。ですが、「困っている」と頼まれ、
協力することにしました。

当初は「請負」でやってくれと言われ
たのですが、噂も聞いていたので「請負
は怖くてやれない」と断りました。それ
で、まずは「管理」という立場で入るこ

大阪IRをめぐる 住民訴訟の状況と意義

保健師配置に予算措置を行っている」と明

る。そもそも国の基準に満たない職員数を

I 大阪IRの準備状況と

6件の住民訴訟

大阪・関西万博が開催されていた裏で、大阪IRの開業へ向けた準備が着々と進められている。

2023年4月14日、国は「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した。同年9月28日には、大阪府市とMGM大阪株式会社（旧「大阪IR株式会社」。「IR事業者」という。）の間で、「大阪IR区域整備等実施協定」及び「事業用定期借地権設定契約」（本件借地権設定契約）が締結された。

同年12月1日、大阪府市とIR事業者との間で「大阪IR用地に係る液状化対策等工事市有財産使用貸借契約」が締結され、同月4日より、IR事業者が発注した建設会社による液状化対策工事・地中障害物撤去工事が開始された。2024年9月30日には、大阪府市はIR事業者との間で「土地引渡しに関する合意書」を

締結し、同年10月1日にIR用地の一部をIR事業者に引き渡した。2025年4月からはIR施設の建設工事が始まっている。

このように2030年秋頃開業に向けて準備や工事が着々と進められている中、待ったをかけているのが大阪地裁に係属中である6件の住民訴訟である。大きくは3つに分けることができる。

一つ目は「IR土地改良費用負担等差止住民訴訟」（第1事件）である。IR用地は、浚渫土砂と建設残土等の埋立処分場であり、同じ夢洲内には大阪市域廃棄灰等の処分場があったことから土壌汚染が発生している。また、IR用地は「支持基盤（洪積層）」が長期に沈下する極めて稀な地盤条件であり、液状化も激しい。大阪府市は、2022年3月、これらの土地課題対策費を負担すると議決したが、これに対して、大阪府市が土地課題対策費として788億円（それ以上に膨らむ可能性もある）にも上る巨額の負担

をもつことは違法であるとして、土地課題対策費等の支出や借地権設定契約締結の差止め等を求めている。

二つ目は「カジノ格安賃料差止住民訴訟」（第2事件）である。大阪府市がIR事業者に対して、市所有のIR用地を「428円/1㎡」という格安賃料で貸し付けることは違法であるとして、本件借地権設定契約締結の差止めを求めている。加えて、格安賃料を導いた新旧大阪市長、港湾局長、鑑定業者ら、これによって利益を受けるIR事業者に対して、適正賃料と格安賃料の差額について損害賠償請求するよう市に求める住民訴訟も提起している。

三つ目は、「IR用地無償貸与違法損害賠償住民訴訟」（第3事件）である。大阪府市は、液状化対策工事などのために、議会の決議も経ることなく、IR用地をIR事業者が無償で貸し付けている。このような取扱いが前例がなく、地方自治法、大阪府市財産条例、憲法14条に違反す

加 莉 匠

カジノ格安賃料差止住民訴訟弁護団
大阪法律事務所 弁護士

大阪市は、裁判の中でも外でも鑑定の問題に関する実質的な説明・反論を一切

説明を広く市民へ伝えることも住民訴訟の重要な役割である。

大阪府「基礎自治機能充実強化」政策の

批判的検討

柏原 誠

大阪経済大学
大阪自治体問題研究所理事

はじめに

筆者は、本誌2024年4月号で、2023年統一選後の維新過半数の府議会に「基礎自治機能の充実と強化に関する調査特別委員会」が設置され、審議が進んだ過程をレポートしました。本稿はその続編として、執筆時までに形成されてきた府の「基礎自治機能充実強化」と称される一連の施策を批判的に検討します。住民不在のまま、合併も選択肢に入れた府主導の市町村の行革・連携・合併推進政策は、条例の制定、推進本部の設置、基本方針の運用という形で、具体的に制度化されています。

この政策は、表面的には「人口減少社会における市町村の持続可能性の維持」という、誰もが反対しにくい支援策を装っています。しかし、その実態を分析す

ると、本来対等であるはずの広域自治体（府）と基礎自治体（市町村）の関係を根本から変え、府の強力なリーダーシップと統制の下で、市町村行政に介入する意図が見て取れます。本稿では、この政策が「支援」ではなく、「府による市町村統制」のシステムと言えることを、法的枠組み、組織体制、財政誘導、そして政治的背景といった諸側面から明らかにします。

(1) 条例の特異性

2024年3月に委員会提出条例として可決され、同年4月より施行された「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」（以下、条例）は、府による市町村介入の法的根拠となるものです。

条例の前文および条文において特筆すべき点は、人口減少や高齢化への解決策

として「市町村の合併」も選択肢の一つと明記されたことです。市町村合併は本来、市町村の自主的な判断に委ねられるべきものです。しかし、本条例は広域自治体である府が選択肢として認定し、促進するための枠組みを構築した点で、従来の支援策とは一線を画しています。

第3条（基本理念）や第4条（府の責務）では、府が「市町村を包括する広域の自治体」として、市町村の課題を予測し、影響を見通した上で取り組みを進めるよう、関与する姿勢が示されています。これは、府と市町村の関係を「対等・協力」から「指導・誘導」へと転換させるものです。

本条例の最大の特異性は、第15条および第16条に規定された「合併円滑化等支援地域」の指定制度にあります。これは、合併協議会を設置した市町村からの求めに応じ、知事が特定の地域を支援地域として指定し、集中的なテコ入れを行うものです。第16条に基づき策定される支援計画には、行財政運営のみならず「まちづくりの支援」も含まれます。すなわち、合併を選択すればインフラ整備や地域振興策で優遇するという「アメ」を制度的に保証するものであり、財政難に苦しむ自治体にとって強力な誘導策となりま